第明治三二十種五郵年便三月物三十認一可日

平成２５年（フ）第２４０号
愛媛県松山市中村５丁目９番25号　エイトコーポ105号
債務者　佐藤　重樹
1　決定年月日時　平成25年９月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月12日まで
松山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２４２号
愛媛県松山市鷹子町824番地４
債務者　中村　真人
1　決定年月日時　平成25年９月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月12日まで
松山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２４６号
愛媛県松山市片山175番地１
債務者　山本　　稔
1　決定年月日時　平成25年９月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月12日まで
松山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２４９号
愛媛県松山市土居田町57番地　コーポ永木301号
債務者　石丸美恵子
1　決定年月日時　平成25年９月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月12日まで
松山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第４７号
愛媛県今治市本町１丁目１番地７
債務者　正岡　　博
1　決定年月日時　平成25年９月13日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月12日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２５年（フ）第４３号
福岡県鞍手郡鞍手町大字小牧317番地１
債務者　安田　明子
1　決定年月日時　平成25年９月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月12日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２５年（フ）第１５３号
福岡県久留米市安武町安武本2927番地14
債務者　古賀　匡如
1　決定年月日時　平成25年９月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月12日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２５年（フ）第１８２号
福岡県小郡市二タ1404番地２
債務者　藤田　真実
1　決定年月日時　平成25年９月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月12日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２５年（フ）第１８５号
福岡県久留米市城島町浮島240番地　コーポラス浮島106号
債務者　深町　昭生
1　決定年月日時　平成25年９月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月12日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２５年（フ）第１８７号
福岡県久留米市御井町1593番地２サニーヒル御井103号
債務者　佐藤加津代
1　決定年月日時　平成25年９月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月12日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２５年（フ）第１８３号
佐賀県三養基郡みやき町大字東尾2948番地３、住民票上の住所佐賀県三養基郡上峰町大字堤701番地
債務者　秋山美紀子
1　決定年月日時　平成25年９月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月12日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２０４号
佐賀県佐賀市光３丁目14番313号
債務者　蛭牟田美保
1　決定年月日時　平成25年９月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月12日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２０７号
佐賀県佐賀市鍋島町大字八戸溝1238番地１西佐賀団地314号
債務者　鮎川　由秋
1　決定年月日時　平成25年９月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月12日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２１５号
佐賀県佐賀市鍋島４丁目10番10号　サンラーク鍋島201号
債務者　佐々木一郎
1　決定年月日時　平成25年９月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月12日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２１７号
佐賀県佐賀市鍋島町大字八戸溝1238番地１西佐賀団地314号
債務者　鮎川千佐子
1　決定年月日時　平成25年９月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月12日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２２３号
佐賀県鳥栖市藤木町2456番地　サン・コーポラスつばさ鳥栖920
債務者　上野　亮輔
1　決定年月日時　平成25年９月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月12日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２２８号
佐賀県佐賀市久保田町大字新田3315番地　スパープＡ201号
債務者　森山　智子
1　決定年月日時　平成25年９月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月12日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係